

平成30年 第15回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年10月11日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成30年10月11日

東京都教育委員会第15回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第78号議案

平成31年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

第79号議案

平成31年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

第80号議案

東京都公立学校長の任命について

第81号議案及び第82号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 請願について

(2) 幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会 中間
報告について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
担当部長＜特命＞	川 名 洋 次
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第15回定例会を開会いたします。

本日は、20名から傍聴の申込みがございました。入室を許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、北村委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回8月23日の第13回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、第13回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回9月13日の第14回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第80号議案から第82号議案までにつきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第78号議案

平成31年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

報 告

(1) 請願について

【教育長】 それでは、第78号議案、平成31年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等についてですが、報告事項(1)請願についてと関連する内容でございますので、一括で説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 それでは、はじめに第78号議案、平成31年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について御説明いたします。議案資料を御覧ください。まず、高等学校の全日制課程についてでございますが、前回9月13日の定例会で御報告いたしました、都内公立中学校卒業者の受入れ分担数についての、公私合意に基づき、全日制高校の具体的な募集人員を策定しております。

まず、(1)募集概要でございますが、平成31年度に募集を行う学校数は172校で、平成30年度と比較して増減なし、学級数は1,067学級で6学級の減、募集人員につきましては、41,695人で、240人の減となっております。この増減につきまして、具体的な内容を御説明いたします。

(2)募集学級の増減のア学級減を御覧ください。平成31年度に合計9校、9学級の減を行います。八丈高校につきましては、入学希望者の減少等により、それ以外の

各学校につきましては、過去に一時的に学級増を行った学校で、前年度と同規模で募集を行った場合、総学級数が更に1学級増加することになり、施設の許容量を超えてしまうため、1学級の減を行うものです。

なお、調整に際しましては、学校側とも十分相談を行いながら、学校行事など、学校運営に支障がないように実施しております。

次に、募集学級の増についてです。イの学級増を御覧ください。先ほどの学級減を踏まえまして、平成31年度に必要な学級数を確保するため、学級増を実施するものです。対象校につきましては、地域ごとの公立中学校卒業予定者数の動向のほか、入学者選抜の状況、学校施設の状況等考慮の上、選定いたしまして、3校で3学級の増となります。この3学級増と9学級減とを合計いたしまして、全体で平成30年度と比べ、6学級の減となります。

2ページを御覧ください。(3)在京外国人生徒対象の募集人員についてでございます。従前より、竹台高校及び南葛飾高校につきましては、在京外国人生徒対象の募集枠を設定してございますが、応募状況が高水準で推移していることなどを踏まえまして、平成31年度は、この2校で5人ずつ増を行います。

次に定時制課程でございます。2の(1)募集概要を御覧ください。平成31年度に募集を行う学校数は、学年制で36校、単位制で16校の52校で、平成30年度に比べ、2校の減となっております。募集人員につきましては、平成30年度に比べ、学年制で8学級、240人減の1,470人、単位制で30人増の2,795人、定時制課程全体では、210人減の4,265人となっております。

具体的な内容について御説明いたします。(2)募集停止についてでございます。昨年度の募集人員の説明の際、平成31年度の募集停止予定校と説明いたしましたとおり、都立高校改革推進計画に基づく、規模・配置の適正化等により、江北高校の普通科、荒川商業高校の商業科、五日市高校の商業科の定時制課程を平成31年度に募集停止いたします。五日市高校でございますが、全日制・定時制の併置校であり、全日制では普通科と商業科の二つの学科で募集を行い、定時制では商業科と普通科の二つの学科を一つの学級に編制する併合科として募集を行ってまいりましたが、商業高校の規模の適正化を図るため、全日制・定時制とも商業科を閉科することといたしまし

た。定時制につきましては、平成31年度から商業科を募集停止いたしますが、普通科で1学級30人と、平成30年度と同規模の募集を行うことから、学級数の増減はございません。なお、全日制課程の商業科につきましては、平成32年度から、募集停止の予定でございます。

次に、(3) 募集学級の減でございます。入学希望者の減少により、記載の高校について、それぞれ1学級の減を行い、合計6校で6学級の減を行います。

続いて、3ページを御覧ください。(4) 募集人員の増でございます。都立高校改革推進計画新実施計画では、夜間定時制課程の閉課程を行うとともに、チャレンジスクール等の夜間部の規模を拡大することとしております。平成31年度につきましては、稔ヶ丘高等学校の夜間部の募集人員について、30人の増を行います。

なお、平成30年度入学者選抜の応募状況を踏まえ、募集人員の増を予定しておりました、一橋高校及び浅草高校につきましては、募集人員の増を延期いたします。

次に3の通信制課程でございますが、こちらは、平成30年度と比較して、募集人員の変更はございません。

続いて、Ⅱ、中学校及び中等教育学校につきましても、いずれも平成30年度と比較して、募集人員の変更はございません。

最後に、4ページでございます。平成32年度募集停止予定校についてでございます。こちらは、都立高校改革推進計画を進めていく中で、平成32年度に募集停止を予定している学校を1年前の現在の段階で明らかにするものでございます。決定は平成31年10月頃を予定しております。

1校目の荒川商業高校につきましては、平成34年度に仮称でございますが、足立地区チャレンジスクールへの改編を予定しており、先ほど御説明いたしました、平成31年度の募集を停止する定時制課程に続き、全日制課程の募集を停止する予定でございます。

2校目の五日市高校につきましては、定時制課程の際に説明いたしましたとおりでございます。

次に、本件に関連する案件として、報告事項(1) 都立高校改革推進計画・新実施計画において決定した、夜間定時制課程の閉課程に関わる江北高校定時制課程の募集

停止の決定に関する請願について御説明いたします。

報告資料（１）を御覧ください。請願者は、「都立江北高校定時制の存続を求める会」。請願事項は、都立江北高校定時制課程の募集停止の決定を拙速に行わないことを求めるというものでございます。このことにつきましては、別紙回答の記書きにございますように、平成28年2月12日の第3回教育委員会定例会において御審議いただき、都立高校改革推進計画・新実施計画を決定いたしました。その後の夜間定時制課程の入学者選抜の状況は、第一次募集の応募倍率におきましては、平成28年度の0.38倍から、平成29年度は0.39倍、平成30年度は0.40倍となっております。これらは、夜間定時制課程の募集人員を3年間で420人減らしたことによるものでございます。

第一次募集の応募者数は、平成28年度の912人、平成29年度の799人、平成30年度は794人と減少しており、平成30年度の募集人員に対する在籍生徒数の割合は、募集人員を減らしたにもかかわらず、前年度の72.5%から51.2%へ低下しております。また、江北高校定時制課程への入学者数は、平成28年度が30人、平成29年度は27人、平成30年度は13人と年々減少しており、募集人員に対する在籍生徒数の割合は、ほかの夜間定時制高校と比較し低くなっております。

このように、夜間定時制高校を取り巻く現状と課題には、変化は見受けられない状況となっており、チャレンジスクールの新設やチャレンジスクール及び昼夜間定時制高校の夜間部の規模拡大とともに、一部の夜間定時制課程の閉課程を行うとする新実施計画に基づき、定時制課程の改善、充実を着実に推進していく必要がございます。

また、江北高校定時制課程の閉課程に当たって、夜間定時制課程の入学を希望する生徒を周辺の夜間定時制課程において、受け入れてまいります。こうした状況を踏まえ、平成28年2月の新実施計画作成に際して御審議いただきました請願の内容と同趣旨である本件請願につきましては、既に教育委員会において方針を示されている案件として、資料にありますとおり、事務局において回答させていただきます。

なお、平成28年10月13日の教育委員会におきまして、4校の夜間定時制課程の存続を求める請願に、また、平成29年10月12日の教育委員会におきまして、雪谷高校定時制の募集継続を求める請願に、同様の対応をしたことを御報告させていただきました。

平成29年度に募集停止を決定した雪谷高校定時制につきましては、平成30年度の入学者選抜における周辺の夜間定時制の応募の状況に特段の変化はなく、中学校や生徒、保護者などからも、募集停止により進学に課題が生じたといった意見などは頂いておりません。

江北高校につきましても、昨年度の募集停止予告後、生徒や保護者などから、進路選択上の課題となるような問合せはありませんが、今回の募集停止決定後も学校からの周知を図るなど、適切に対応してまいります。

第78号議案及び関連する報告事項（1）の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 都立高校の適正な配置に関して、やはり今、生徒たち、あるいは若い子供たちの間の多様性が非常に深まっていますので、チャレンジスクールはその一つの対応だと思いますが、チャレンジスクールに限らず、単位制であったり、最近はまだ民間の中で、ネットを使ったり、いろんなことで新しい学校の在り方をすごく議論している状況が世の中にあると思います。

そういったことを踏まえて全体として見た時に、本当にどういう学校の在り方が、今の多様な子供たちのニーズに応えられるのか、ということのを第一に考えて学校配置というのは考えなければいけないと思います。

その意味で、もちろんチャレンジスクールはこれから更に推進していくと思いますが、そこで満足せずに、いろいろなニーズを持った人たちに対応できる高校の在り方を更に検討していくことが、この教育委員会として必要ではないかと思います。そのことを改めて強調したいと思います。

【都立学校教育部長】 貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。

今の新実施計画におきましては、チャレンジスクールをあと2校設置する計画がございます。今、北村委員から頂きました、それ以上に学校へのニーズが多様化しているというお話でございますけれども、現在、次期の実施計画を策定中でございます。確かに、専門高校など、新たに求められているものを、そういうものを踏まえて、次

期の実施計画を策定していくということにしておりますので、今の頂いた御意見を踏まえて、次期の実施計画等を検討してまいりたいと思います。

【北村委員】 お願いします。

【宮崎委員】 北村委員に重ねての意見になりますけれども、子供たちの選択肢が広がっている、これは大変良いことだと思います。選択肢を大いに広げて、子供たちが自分で選んでいくということができる環境を整えるというのが、大人の責任だと思います。

平成30年度、今年4月の入学の1年生については、定員割れが起こりまして、これは結局、高校無償化の私学も含めた流れとか、いろいろな環境変化によるのだと思いますが、それで第三次募集まで行ったりしておりました。

まさに、公教育が何を、どういう環境を用意するかというのは、根底からしっかりと考えていかなければいけないところではあるのですが、当面の問題として、この春、定員割れが起こったようなことが、次また来年度の入試で起こらないような、今のクラスを増減したところのバランス、やはり居住地から通いやすいかということも一つの要素になるかと思うのですが、そのバランスについては十分配慮しているとは思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

【都立学校教育部長】 平成30年度の入学者選抜の結果を見ますと、今、御指摘いただいたとおり、第三次募集を実施した学校は31校ということになりました。また、実際、募集人員に欠員が生じた学校があるのも事実でございます。

そういうものも踏まえまして、平成30年度の入学者選抜につきましては、先ほど御説明しましたけれども、3学級増で9学級減する。これは中学校卒業予定者の分布状況も踏まえて学校選択をさせていただいております。今、御指摘いただいた、地域バランスということも踏まえまして、今回こういう案を作成させていただいたということでございます。

【遠藤委員】 夜間定時制の問題ですが、全体的に日本の若者の学ぶ機会という意味で設けてきた定時制について、一つ、人口の問題、あるいは若者の多様化の問題、いろいろとこれに対応していかなければいけないということは分かるのですが、先行きを考えた場合、日本の社会構造というか、外国人の若者の増加、御説明の中で外国

人枠というのが一つあるものの、それよりももっと、従来定時制高校が果たしてきた、昼間働く若者たちの学びの場としての定時制高校の役割、それがこれから外国の若者に対して、日本の働く場というものが拡大していく、あるいは開放されていく。そうした場合に、昼間働いている外国の若者たちが夜学ぶというようなニーズが出てくるということも考えられると思います。その場合に、御説明にあった、今ある定時制高校の枠の中で対応できるかどうかということ、あるいは、それを超えるような人数になってきた場合には、弾力的に対応するという事も考えていかなければいけないのではないかなと思っております。

ベトナムだとか、タイだとか、インドネシアだとか、そういった所に行って、そうした国の若者たちと話をしておりますと、日本で働き、あるいは日本で働きながら更に学ぶというようなニーズはものすごく強いという実感があります。その辺、今回のこういう今の状況からいったら、こういう形で定時制高校あるいは、単位制高校、チャレンジスクール等への学び場所の替えというようなことがあると思いますが、定時制高校そのものに対するニーズというものも出てくる可能性もあるということは、頭の中に置いておかなければいけないと思っております。そうした時には、また、弾力的な対応をお願いしたいと思っております。

【都立学校教育部長】 夜間定時制課程の役割、またそのニーズについてでございますが、今、委員が御指摘のとおり、勤労青少年が減少していく一方で、学習習慣や生活習慣に課題のある生徒や、全日制高校から転学する生徒、また、今、御指摘にございました外国人の生徒などが増えておりまして、やはり夜間定時制課程で学ぶ生徒は多様化してきております。

そうした状況を踏まえて、夜間定時制課程は個々の生徒の状況に応じた、きめ細かい学習指導や生活指導を行い、真に社会人として自立する、そういう人材を育成する重要な役割を担っていると私どもも十分認識しております。

そうした中で、入学の応募者や在籍生徒数の減少という中で、その一定の規模、そしてその配置については、やはり私どもも柔軟に考えて対応していかなければならないと受け止めているところでございます。

【秋山委員】 先だって、雪谷高校の募集停止がなされて、トラブルがなかったと

いう報告を受けて安堵しています。それは、進路指導が丁寧になされたこともあったのではないかと思います。今度、募集停止になる江北高校についてはいかがでしょうか。

【都立学校教育部長】 江北高校からの情報の発信、また、中学校の進路指導担当の説明会などを毎年実施しております。そういう場所で、やはり中学校側に十分募集人員の状況を御理解いただいて、御指導に当たっていただかなければいけないと思っております。それについては、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、第78号議案につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第78号議案について、原案のとおり承認を頂きました。

また、報告事項（1）につきまして、報告として承りました。

第79号議案

平成31年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

【教育長】 次に、第79号議案、平成31年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について、都立学校教育部長、説明をお願いします。

【都立学校教育部長】 第79号議案、平成31年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について御説明いたします。議案資料を御覧ください。

まず、1の募集人員を定める学校・学部・学科について御説明いたします。

はじめに、（1）の視覚障害特別支援学校です。専攻科保健理療科は、あん摩マッサージ師、指圧師を養成する学科であり、専攻科理療科は、あん摩マッサージ師、指圧師に加え、はり師及びきゅう師を養成する学科として、いずれも卒業後に国家資格の取得を目指す教育を行っております。資格取得に向け、国から認可を受けた学級数、教育課程、施設設備で教育しており、認可に基づいて、昨年度と同様の募集人員を設定しております。

文京盲学校では、保健理療科、理療科、それぞれ2学級を設置して、16人ずつを募集し、八王子盲学校では、保健理療科、理療科、それぞれ1学級を設置して、8人ず

つを募集いたします。

次に、（２）聴覚障害特別支援学校です。中央ろう学校は、大学進学を目指す中高一貫型の学校として設置しております。昨年度と同様、中学部で３学級18人を募集し、高等部で３学級24人を募集いたします。

次に、（３）知的障害特別支援学校です。高等部就業技術科は、知的障害の軽度の生徒全員の企業就労を目指す学科です。昨年度と同様に、永福学園で10学級100人、青峰学園で６学級60人、南大沢学園で10学級100人、志村学園で８学級80人、水元小合学園で８学級80人を募集いたします。高等部職能開発科は、知的障害が軽度から中度の生徒全員の企業就労を目指す学科です。昨年度と同様に、足立特別支援学校で２学級20人、港特別支援学校で２学級20人、江東特別支援学校で２学級20人を募集いたします。

続きまして、２の募集人員を定めない学校・学部・学科についてです。これらの学校では、各学校の障害者別に該当する障害のある生徒が、入学を希望する場合、全員の入学を許可していることから、募集人員は定めておりません。

説明は以上でございます。よろしく御審議の方をお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【北村委員】 質問ですが、募集人員を定めている学校・学科で、募集人員を超える応募があったり、その辺りの状況について御説明いただけますか。

【都立学校教育部長】 視覚障害特別支援学校では、理療科につきましては、倍率が、昨年度ですけれども、文京盲学校では0.31倍、八王子盲学校では0.25倍、保健理療科では、文京盲学校では0.50倍、八王子盲学校では、0.13倍でございました。

中央ろう学校では、高等部は0.71倍で、中学部は0.78倍。

職能開発科では、足立特別支援学校が1.40倍、港特別支援学校が1.95倍、江東特別支援学校が2.40倍となります。それから、就業技術科では、永福学園が1.08倍、青峰学園が1.57倍、南大沢学園が1.53倍、志村学園が1.61倍、水元小合学園が1.41倍と、職能開発科、就業技術科では、いずれも、１倍を超える倍率となっております。

【北村委員】 就業技術科、職能開発科の方は、希望してもなかなか入れない子も

いるという状況のようですが、もちろん、実際に授業についていけない子を受け入れてしまう、それはそれでまた新たな問題にはなってしまうと思うのですけれども。同時に、できるだけ多くの子たちに将来自立して就業していくような、そういう機会をもちろん、普通科を出たからできないというわけではないですが、希望する子たちに対して少しでも門戸が大きくなっていくといいなと思います。

もちろん、この募集人員は、学校の教員の配置であるとか、施設であるとか、それらに基づいているものですので、そうそう簡単に募集人員を増やすというのは難しいとは思いますが、今後もそこにニーズがある状況であると理解しますので、就業技術科や職能開発科のような形の教育の機会を少しでも増やす方向で検討できないかなということコメントさせていただきました。

【都立学校教育部長】 現在の特別支援教育推進計画におきましては、就業技術科については、現在5校設置して完了しておりますけれども、職能開発科については、先ほど申しあげましたとおり、現在、3校に設置してございますが、今の計画でも、あと5校設置していくという計画でございます。今後、調整等しながら、適宜設置してまいりたいというところでございます。

【北村委員】 よろしくお願いたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(2) 幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会 中間報告
について

【教育長】 次に、報告事項(2) 幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会中間報告について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 本日は、タブレット端末で御覧いただいている中間報告の概要と、

お手元にございます中間報告書、この二つの資料を使いながら御説明させていただきます。

まず、報告資料（２）の概要を御覧ください。１の委員会の設置とその役割についてでございます。昨年度、私どもで設置いたしました、「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」におきまして、小学校教育の抱える様々な課題について議論がなされました。その解決策の一つとして、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続をするべきであるという提言を頂き、昨年12月の教育委員会で報告をさせていただきました。この提言を受けまして、今年度、「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」を設置いたしまして、これまで検討を重ねてまいりましたが、このたび、中間のまとめができ上がりましたので、本日御報告をさせていただきます。

２の研究・開発する教育課程の在り方と基本的な枠組についてでございます。２点ございまして、まず、（１）教育課程の在り方です。就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続と、幼児・児童の資質・能力の更なる育成を図る教育課程とあります。具体的に申し上げますと、子供たちは就学前施設において、様々な生活経験や遊びを通して、学びを積み重ねてくるわけです。それをそのまま良い形で生かして、小学校での学習や生活を意欲的に進めることができるような、そういった教育課程を研究・開発していくという意味でございます。

そして、（２）教育課程の基本的な枠組でございます。４点あります。今回この教育課程を編成するに当たっては、子供の成長や実態に応じた指導の工夫を図る必要がございます。そのためには、就学前施設と小学校との垣根、校種を越えて、年長時である５歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を編成する、そのことを基本的な枠組としております。

このイメージを図式化したものがございます。中間報告書の２ページにある教育課程のイメージ図を御覧ください。このイメージ図ですが、就学前教育は５歳児で終わることなく、矢印が１年生のところまで入っています。そして、小学校教育は、小学校１年生ではなくて、もう少し、５歳児のところにも入っています。このように、校種を越えて、就学前教育は、例えば、幼稚園・保育所で終わるのではなく、小学校に

入ってからも、そしてまた、小学校教育の内容は、小学校入学前から校種を越えて一体化をする、これがイメージでございます。

それでは、概要の資料を御覧ください。2の(2)でございます。この教育課程の方向性を定めるに当たって、○で示してございますが、指導内容、指導時期、指導方法及び指導体制、指導時間、この四つを柱に検討してまいりました。

では、この四つの柱について少し御説明させていただきます。3、研究・開発する教育課程の方向性について、(1)から(4)までございます。まず、(1)の指導内容で、3点ございます。最初の二つの○では、学力の三要素について記載しております。「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」については、全ての保育・教育活動を通してスパイラル的に育むこと。「知識・技能」については、幼児・児童の実態に応じた内容を位置付ける、としてございます。3点目ですが、この3点目の内容が、本報告書の中で非常に重要な項目であると考えております。出だしに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、とありますけれども、これは何かと申しますと、平成29年告示の幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に、10項目にわたって、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」というのが示されました。そのことを言っています。

その10項目のうち、特に、幼児が既に多くの経験を積んでいることが予想されまして、かつ、系統性が高い内容ではないかという「文字・言葉」、「数量・図形」、「自然」、これを研究・開発の核とすべきという提言を頂いております。

逆に言えば、この「文字・言葉」、「数量・図形」、「自然」というのは、小学校側から見れば、国語・算数・生活科に当たるようなものです。これについて特に、研究・開発すべきだということの提言です。

次に、(2)指導時期について、2点ございます。まず、幼児・児童の実態に応じて、知識及び技能を指導したり、繰り返し活用を図ったりする時期を位置付けること。2点目では、子供たちの成長・行動記録を基に、学習の素地の育成状況、つまり育ち具合を丁寧に判断して、指導の時期を決定すべきだとされています。

これは、指導する教員が、幼児や児童の成長・行動記録等を基に、おおむね学習の素地が育っているなど判断できる時期に、教科の内容につながる活動や学習を導入す

るべきである、つまり、そういう素地ができていない時に、例えば、小学校の学習内容をやみくもに前倒しするというようなことをしてはいけないという意味でございます。

次の（３）指導方法及び指導体制について、２点ございます。１点目では、幼稚園教員と小学校教員とが協働で指導を行う。これは、複数指導体制を行うことにより、それぞれの教育の専門性を生かすということが重要であるということです。

このイメージですが、報告書の４ページを御覧ください。指導体制というところで。幼稚園教員が白で、小学校教員が網掛けしてあるところです。幼稚園教員の関わりは、例えば、５歳児のところでは終わるのではなく、６歳児、小学校１年生に入っても、少し入っています。小学校教員も、小学校に入ってからというのではなく、年長児である５歳児のところも入っています。このようなイメージでございます。

４ページ、５ページを開いたまま、もう一度、概要を御覧ください。（３）の２点目です。幼児・児童の在り方が多様なために、その実態や指導の場面に応じて、例えば、学級全体で一斉の活動や学習もありますけれども、グループで共同活動や学習、また個人でじっくり、そういったいろいろな形で行うことが必要であるという提言を頂いております。

最後に、（４）指導時間についてです。学習の素地を育む活動、知識及び技能を活用する学習、発展的な学習の充実のために時間を設定するとしています。

これはどういうことかと申しますと、もう一度報告書の４ページの下を表を御覧ください。「数量・図形に関する指導内容・時期・体制のイメージ」というこの図ですが、この白い部分は就学前教育の内容で、網掛けの部分は小学校教育の内容を示しています。この数量・図形の数の概念（個数）というところですが、これは実は結構、幼児はかなり就学前教育において十分行っていると考えられます。ですから、そういった場面については、小学校の段階の内容を少しづつもう５歳、年長児から入っていてもいいのではないかと。逆に、数の概念（順序）ですが、この順序性というのは、実は児童にとって少し分かりにくい、実体験が不足していると考えられます。こういった内容につきましては、導入を小学校に入ってから少し遅らせていく。このような形で、子供たちが実際に、個に応じた学びが充実するように、指導の時期を弾力的

にする、これが今回の研究の一番の大切なところといえますか、ひとまとまりという意味のところでございます。

それでは、概要の4、研究・開発する教育課程に応じた環境を御覧ください。やはり、入学当初というのは、どうしても子供たちは、不安や戸惑いを強く感じます。それが、いわゆる小一問題につながっていきつたりします。そういった不安や戸惑いを少しでも和らげるとともに、この今、開発していこうとしている教育課程を効果的に実践できる環境を整備する方策の一つとして、まだ仮称ですが、「学びの部屋」というものを設置したらどうかという研究を今、進めております。

報告書の5ページを御覧ください。学びの部屋のイメージがあります。これは一つの教室で、①は一斉の活動で机があります。この机もいろいろな形に並んでいます。②ではカーペット等が敷いてありまして、個別やグループができるようなイメージです。これは、小学校では、図書室に椅子があったり、カーペットが敷いてあったりします。③には、いろいろな教材が置いてあったり、④には遊具があったり、⑤の所には子供たちの成長が分かるような作品や記録、黒板だけではなく、後ろにはホワイトボードがあったり、また、プロジェクターがあったりと。子供たちが円滑に活動・学習ができるような、子供たちが保育所、幼稚園から小学校の教室へ来て、机が並んでいる、椅子が全部あるというよりも、こういった所でだんだんと慣れていく、このような部屋を作っていったらどうかと考えております。

次に、概要の5を御覧ください。研究・開発する教育課程に応じた教材・教具についてです。2点ございますが、(1)教材・教具の活用では、指導内容や指導時期に応じて、就学前教育と小学校教育の教材・教具を使い分けること。また、指導内容や教員の必要性に応じて、新たな教材・教具の開発を検討するとなっております。(2)開発に当たっては、発達段階に応じた具体物・半具体物とする。子供たちにとって、安心・安全な素材にしていくということを記載してございます。

最後に、今後の取組でございます。大きく分けて3点ございます。(1)実態調査の実施、それから効果検証に向けた指標の作成についてです。やはり、5歳児から小学校低学年までひとまとめにした教育課程を編成するためには、何と云っても、子供たちの活動や生活の状況、また、教員がどのような指導をしているのか、さらには、

保護者の方々の意識調査が必要であります。

一方、効果検証につきましては、子供たちのこういった調査結果について、実際、個人差や就学前施設での様々な経験等がありますので、それを分析して、効果検証に沿った指標を作成する必要があると思います。

そういったことから、ここにございますように、4点について、調査や分析を今後行ってまいります。次に(2)各教育課程の作成につきましては、その調査を踏まえて、具体的な教育課程を編成していくこと。最後(3)成果の発信でございますけれども、こういった教育課程の成果を都内の各自治体、それから全ての就学前施設・小学校に提供してその成果を発信していきたいと思っております。

今後、この報告書に示された方向性を基に、現在荒川区をモデル地区として指定させていただきます。モデル地区と連携しながら、具体的な教育課程の研究・開発を着実に進めていきたいと思っております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 これは個人的には非常にうれしい研究・開発の提案です。幼小接続について、国としてもそういう指針が出ていますし、東京から是非新しい知見を発信していただきたいなと思います。

個人的なことになりますが、僕自身、教育課程部会の幼児教育部会の中で、幼稚園教育要領の改定に関わっております。その中で、やはり主体的・対話的で深い学びという新しい学習指導要領の目指すところの原点というのが、幼児期の遊びであると。遊びというのは、やはり一番自然に子供が興味を持って一生懸命学ぶプロセスです。

それが、幼稚園、保育所までは非常に実現できているところがあるわけですが、小学校に入った時点で、いきなり遊びと学習が別のものになってしまって、やはりそこで子供たちの好奇心だとかチャレンジする気持ちとか、そういったものがうまく生かせない。それは最終的に、主体的・対話的で深い学びにつながっていかない原因の一つだとも思います。

その辺り、こういった形で幼小の先生方が連携することで、お互いが何を大事にし

て子供たちの学びというものを支えているのかを、是非よく理解し合っていたきたいです。それが教育課程の中にうまく反映されることが、大事だと思います。是非その辺りの研究を期待したいと思います。

ただ、その時に、報告書の4ページで示してくださったように、確かに数の概念でも、個数と順序で、少し発達段階で違いなどありますが、これが、今は非常に理念に基づいてこういうページになっているので問題ないと思いますが、今度カリキュラムとしていった時に、単に小学校で学ぶことを前倒しして、詰め込みをするような形になっていくと、本末転倒になりますので、その辺りのところを留意していただきたいと思います。

あと、区市町村の中では、スタートカリキュラムということで、既に、カリキュラム化して幼小接続に取り組んでいるところもあると思います。そういったスタートカリキュラムとの関係性というか、そこから学ぶこともあるでしょうし、そこにある課題を是非検討されることも大事なかなと思いました。

最後ですが、教材・教具も本当に開発までできれば、素晴らしいとは思いますが、なかなかこれは大変な面もあると思います。今、既に様々な教材等がありますので、今あるものをどのようにうまく活用するかということもまず大事なかなと。新たにということよりも、まずは、今あるものをどのようにうまく活用して、その上でどうしても必要なものを開発する、でないと、なかなかこの教材・教具の開発は時間もお金も非常に掛かるものですし、その辺りは柔軟に対応していただくのがいいのかなと個人的には考えております。

いずれにしても、是非、東京都からこういった形で、幼小接続について、新しい知見を全国に発信していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【指導部長】 まず、1点目の教員同士ですが、このカリキュラムの一番の狙いは何といても小学校の教員とそれから就学前の先生方がお互い協力することにより、お互いの内容、それから、議論が上がっていくということで、そういった意味でますます子供たちに良い影響ということを考えております。

2点目は、本当に御指摘どおり、小学校の教育を前倒しすることではないので、このことについて、研究・開発もそうですし、またこれを広報して、いろいろな効果を

広めていく段階で、これは前倒しではないですということをきちんと行っていきたく
と思っています。

それから、スタートカリキュラムですが、今、小学校の方で作っていただいております。それで、もう一つ、「10の姿」でもありますので、この研究はその「10の姿」とスタートカリキュラムを本当に結ぶための潤滑油になるような、そんな形になればと思っています。

教材・教具の開発は、この開発委員会の中でも御指摘を頂いております。やはり、これを開発するのは大変で、逆にそれで、小学校や就学前の先生方に負担を掛けるのでは本末転倒です。まず今あるところ、それをどこの場面でどういうふうに効果的に、就学前で使っていたものを小学校で、こういう使い方ができる、小学校で使っていたものを、こういうような形で就学前でもできる、まずそこから始めていきましょうという形では頂いております。

【宮崎委員】 すばらしい成果が出ることを期待しつつも、私はもろ手を挙げて賛成できない部分が少しあります。今の、例えば具体的に数を数えるとか字を教えるというようなことよりも、もっと先にやらなければいけないことが、例えば、挨拶がきちんとできるとか、お箸を正しい持ち方で使いこなせるとか、お友達とのコミュニケーション、おもちゃの貸し借りをする時にはどういうマナーがあるかとか、使いたいから取り上げるというのではなく、きちんとできるかとか、何かもっと先に身に付けてほしいと思います。10の項目というのがあるわけですから、その中にそういうことがきちんと盛り込まれているとは思いますが、そういうことを具体化させるような部分がもっと見える形であってほしいと思います。

今、前倒しということが出ましたが、逆に言うと、幼稚園でやるべきことが終わらなかった子は、小学校1年でもやれるような、逆に後ろ倒しというのか、幼稚園のことを吸い上げて小学校1年でも延長してやっていくみたいな発想も大切かと思いません。

カリキュラムを作る時に、これまでの初等教育の延長線で、学年ごとでやると、発達状態が全然違いますので、本当に1か月違っただけでも、大きく違うと思います。学年であれば、4月生まれの子と翌年3月生まれの子を比べたら、もうほぼ1年違

う。私たちぐらいの年代になれば、何か月なんてもう誤差ですが、この頃って、本当に大きいと思います。月齢で区別して、もう少しきめ細かく、3か月単位ぐらいでカリキュラムを作るとか。春生まれ、夏生まれと違って区切るとか、そういうきめの細かさ、それをやっても、なおかつ早い子も遅い子もいるのですね。それは能力ではなくて、その子の特質であって、早く歯が生える子もいれば、歯がなかなか生えてこない子もいるわけですから、そういう発達段階にある子に対しての配慮をしないと、それを無視して、5歳のうちから、できる子、できない子が生まれるとか、そういうふうにはいかないような配慮を是非していただきたいと思います。具体的には、当面、月齢をよく意識したカリキュラムの内容にすることというのは、必要最低限加えていただきたいと思います。

【指導部長】 報告書の4ページの表の数の概念のところ、順序でお話ししたのですが、宮崎委員が御指摘のとおり、なかなか就学前で身に付けられなかったものについては、小学校に入ってもやっていくと、それが今回の目的でもあります。そういった意味で、5ページにもありますが、一斉だけではなく、個別・グループ活動の場を入れるというのは、やはり、月齢がこの開発委員会でもすごく大きな話題になりました。特にこの時期というのは、3月生まれと4月生まれは、すごく違います。そういった子供の状況に対応して丁寧にやっていくために、一斉だけではなく、やはり個別やグループの学びをやることによって、円滑に校種を越えた学びになるとなっておりますので、そういったところを気を付けながら、また研究・開発を進めていきたいと思っております。

【宮崎委員】 はい、お願いします。

【山口委員】 2点あります。まず1点ですけれども、このモデル地区に指定されて、考案する側とそれを実施する先生方がおられる、そのところをうまく連携すると言いますか。多分押し付けられた感がありまして、うち、選ばれてこんなことやるらしい、でも、5歳と6歳はそんなに違わないと思いつつも、似て非なる差が多分あるはずです。ですから、幼稚園で普段教えていらっしゃる先生とそして小学校で教えていらっしゃる先生方が、やはり、こちらの意図を正しく理解し、更に高いモチベーションを持って、実行していただくことによって、結果もかなり違ってくるというふ

うに思います。そこのところは丁寧をお願いしたいなというところが1点でございます。

それから、これを実行して行って、分析をし、様々な次への方向性というものを提示していくという運びになっていくと思うのですが、そこのやっぱり有り様のところを、是非今から考えていただきたいと思います。といっても、モデル地区を設定して、先ほど宮崎委員もおっしゃったように、個々に非常に差がある子たちを対象にして行うわけですから、これをもって一般化できるということは、なかなか難しいはずで、それを無理やり持っていくと、またなかなか難しくなってくると思いますので、これは一つの例として、今回はこのような成果がありました、それを更に検討して、それでは次にというふうなことを、今の段階で無理やり結果ありきでされないだろうかと危惧しておりますので、是非その2点、お願いいたします。

【指導部長】 まず1点目です。連携を取り、理解をとという形でおっしゃいました。荒川区の同じ敷地に小学校と幼稚園がある、そういったところで、自分のところはこのような条件があるので、何とか一緒に東京都とやっていきたいと思いますという形で今、言っていますので、またこれからも、良い関係を築きながらと思っています。

2点目は、就学前の施設には本当にいろいろな施設があるわけで、それで例えば、幼稚園とこの今回のモデル、だからどこに行ってもそれが絶対うまくいくということではないと思います。それが例えば、保育所から来た子、こども園から来た子、そういったところとほかの学校で、しかも同じ敷地にあるならまだしも、そうでない場合がほとんどなわけです。逆に、そういった場合に、こういったところを参考にしていただければという形での情報提供もやはりやっていかなければいけないなと思っています。

【遠藤委員】 今のところが、ものすごくポイントだと思うのです。今、就学前の状況は、幼稚園があり保育所があり、こども園があるので、いろいろなパターンがあると思います。一つ、これのモデルを作るのはいいのですけれども、その前に、そういう就学前のそれぞれの形についての一体化、幼保一体化という言葉がテーマになって、いろいろ議論をされておりますが、そもそも、保育所等についての監督官庁は厚

生労働省であり、幼稚園は文部科学省でありということで、その段階から全く違うわけです。子供たちの教育内容も全然違います。それを小学校に入ったところで一体化といえますか、連続性というのは、かなり無理があるのではないかと思います。

幼稚園と小学校というこのモデルは一つの形としていいと思うのですが、その幼保の問題、今、現実問題としては、かなり保育所の割合が高くなっています。そのところをうまくつなげていかないと、単に研究をしまして、予算の無駄使いというようなことになるのではないかという気がします。今後は、幼稚園と小学校の一体化、連続性ということと同時に、保育所という場合にはどうだろうかという、それも研究・開発という過程では必要なかなと思うのですが、この辺はどう考えたらよろしいでしょうか。

【指導部長】 幼稚園、保育所、こども園などいろいろな形があると思います。平成29年度に出されました、教育要領や保育指針では、3歳以上の子供たちの幼児教育の内容とねらいは共通のものになっております。私どもとしては、大変それが理論的なバックボーンになるのですが、いろいろな学びの場、育ちの場、遊びの場がありますが、その中でやはり、方向性としては、就学前教育ではこういう力を身に付けてもらいたいというのは、一つの方向に向いて国の方もやっております。それを生かしながら、ただ、遠藤委員の御指摘のように、いろいろな場面がありますので、それにも十分考慮しながら、実態調査、それから教員の意識、そういった調査をしながら、進めていきたいと考えております。

【秋山委員】 今回の取組は、現在ある小一問題の段差をなくすことの一つの解決策になるのではないかと思います。ですから、是非この事業をうまくやっていただきたい。その時に現場で見ていると、宮崎委員がおっしゃったように、いろいろな生活を整えることが、学習の素地だと思います。そこをきちんと整えてやるということが必要です。その学習の素地ができているかどうか、この育成状況の判断が難しく、それを早期に保育士や幼稚園教諭に、下準備をしていただくことが求められているのではないかと思います。これは、成果ができてからではなく、現段階でもできることなので、手を付けていただきたいと思います。

【指導部長】 報告書の4ページを御覧ください。先ほどこのイメージ図、数量と

図形で、これは表の素地となる活動ということ、これは数量・図形についてなのですが、これはあらゆる場面、いろいろな場面でもって、日常生活に必要な数字や標識、日常生活に必要なことに興味・関心を持つ、こういうようなことが見られていなければ、やはり、いくらやっても、素地がない段階で学びをとというのは大変なことで、逆に子供たちに大きな負荷を掛けてしまうと思います。ですから、今回開発するところも、この素地の活動、それを小学校の教員と就学前の教員でもってお互いに情報交換をしながら、英知を出し合いながら、こういうことではないかということをやりにながら、丁寧に見て、そして入れていくというのが絶対大切だと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月25日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、10月の第4木曜日であります25日午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 次回日程は、10月25日午前10時でございます。よろしくお願いいたします。そのほかの件も含めまして、ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時8分)